べっ甲産業等救済対策事業費補助金	べっ甲産業救済対策事業費補助金
放射性廃棄物処理処分技術開発促進費補助金	放射性廃棄物処理技術開発促進費補助金
民間輸送機開発費補助金	次期民間輸送機開発費補助金

」

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行し、平成二十一年度以降の年度分の補助金等に係る財産に適用する。ただし、「産業技術研究開発施設整備費補助金」、「商店街活力向上事業費補助金」、「電源地域振興促進事業費補助金」及び「希少金属安定供給確保対策事業費補助金」については、平成二十年度分の補助金等に係る財産からこれを適用する。

○経済産業省環境省告示第三号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第一条第五号の規定に基づき、国内認証排出削減量を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量は、次に掲げるものとする。

一　平成二十年十月二十一日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量

二　オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省が運営するものが、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量

三　前二号に掲げるもののほか、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をしたもの（当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者又は当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等を自ら行った者と特別の利害関係を有する者が当該認証に加わっていないものであり、認証をした温室効果ガスの量の取得及び保有を当該会議体が適切に管理しているものであるとともに、当該量の移転を可能とする場合にあっては、当該移転を当該会議体が適切に管理しているものに限る。）

○経済産業省環境省告示第四号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法

第一　用語の定義

この告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「報告命令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

1　「償却前移転」とは、償却を目的として、算定割当量を国の管理口座に移転をすることをいう。

2　「排出量調整無効化」とは、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。

第二　調整後温室効果ガス排出量の調整方法

1　調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から次に掲げる量の一部若しくは全部を控除して得た量とする。ただし、控除した結果、零を下回る場合には零とする。

一　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて償却前移転をした算定割当量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために償却前移転をしたものを除く。）

二　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化をした国内認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたものを除く。）

2　調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。

一　次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算して得た量

イ　令第六条第一項第一号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(1)に定めるところにより算定される量

ロ　算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に、報告命令第二十条の二に規定する調整後排出係数のうち、当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量

ハ　令第六条第一項第一号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(3)に定めるところにより算定される量

二　算定排出量算定期間における二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の温室効果ガス算定排出量から、報告命令第四条第五項各号に定める量を控除して得た量

三　算定排出量算定期間におけるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

第三　調整後温室効果ガス算定排出量の調整に当たっての留意事項

1　報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。

2　他の者が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。

第四　その他

平成二十四年度及び平成二十五年度における算定割当量の償却前移転の状況等を勘案し、平成二十五年度に報告を行う調整後温室効果ガス排出量の調整に係る算定割当量の取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。